

令和 5 年 12 月 5 日 生活環境委員会 議事録
10 時 00 分 開会

○出席委員 (8 人)

委員長 細川 雅子

副委員長 藤川 和弘

委員 北地 範久、豊川 和也、山代 英資、岡 和明、末広 天佑、
日域 究

○欠席委員 なし

○細川委員長 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきます。

市長。

○入山市長 生活環境委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○細川委員長 議事に入る前に改めて委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員会での質疑につきましては、会議規則第 56 条の規定では 3 回までとなっておりますので、御協力のお願いを申し上げますとともに、再質問の必要がないよう、簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

執行部におかれましては、答弁をされる場合は挙手をしていただき、委員長から指名を受けてください。答弁をするときは、課名と職名を名乗ってから答弁していただきたいと思います。お願いいたします。

発言される際には、マイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思います。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第 1、議案第 68 号大竹市漁業集落排水事業及び大竹市農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。執行部において補足説明は特にないと聞いております。

それでは、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

日域委員。

○日域委員 おはようございます。

この案件は別に特段どうこうという問題ではないんですが、個人的な興味でちょっと聞いてみるんですけども、減価償却が始まりますよね。新しいものをつくれば取得原価が、資産価値だと思いますけども、こういうふうに長年使ってきたものがあるじゃないですか。

それを今から償却を始めるわけですよね。費用計上していくわけですが、その今の資産価値というのは改めて計算するんですか。ちょっとそこを教えてください。

○細川委員長 業務課長。

○三浦上下水道局業務課長 今回の資産価値につきまして、既に取得からおおよそ25年ぐらいは経過してるかと思うんですが、再計算といいますか、当時の取得価格から現在の価格というのは算定しております。

以上です。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 だから、当初から減価償却をしてきたら今このぐらいよねというのから始めるわけですね。

それと、もう一個、管理者なんですけどね、例えば、広島県ですよ、今は企業団に変わりましたが、昔の企業局時代でいえば、管理者といましたよね。大竹市の水道局には管理者はいませんでしたよね。だから、今度そういうふうにある意味変わるんだろうと思うんですが、管理者が市長であるとは限らないで、そのときの判断で、例えば、土地開発公社の理事長が、昔、市長でしたが、今は副市長じゃないですか。そんなふうに、そのときの当局の考え方で管理者というのは市長であってみたい方であってみたいすることもあり得るというような変更なんですかね。お願いします。

○細川委員長 業務課長。

○三浦上下水道局業務課長 管理者については、上水と工水と下水の設置条例の第5条第1項で公営企業管理者を置かないというふうにちょっと規定をしておりますで、それで、5条第2項で管理者の権限は市長が行うというふうに規定をされております。ですから、その時々というか、もし管理者を置くというふうになれば、条例の改正が必要になるということになりますので、今時点で管理者を置く考えがあるのかと問われますと、それは今時点ではありませんというお答えになろうかと思います。

以上です。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 こだわってるわけではないんですが、これはあれですか、何ていうか、公営企業法の、私さっぱり分からないんですが、全適とか、何適とかいうじゃないですか。あれに絡んで、今回やろうと思ったら、そういうふうにしないといけないというものなんですかね。これで終わりますから、いいですけどね。何かあったらお願いします。

○細川委員長 業務課長。

○三浦上下水道局業務課長 今回、集落排水事業の法適用をさせるわけなんですけども、何ていうか、集落排水事業は、今おっしゃられましたように、財務適用というのも選択することができるんですが、上下水道局で事務を行いますので、上下水道局自体は既に上水と工水というのが当然適用事業というか、全部適用というのが前提の事業になっております。既に公営企業管理者、全部適用の場合は置くことができますけども、大竹市の場合は、地方公営企業法の施行規定のほうで置かないことができますので、それは置かないというふうに条例で決めております。ですから、上下水道局で事務をする限りは全部適

用というのが前提になりますので、今回のことに伴って、管理者どうこうというお話とはちょっと違うのかなというふうに思っております。

以上です。

○細川委員長 他に質疑はありませんか。

山代委員。

○山代委員 すみません、漁業集落排水事業及び農業集落排水事業を今回、下水道事業で、セグメント方式という形ではあるんですけど、一緒にされるということなんですけれども、下水道の使用料金等についても、今後、市としてのお考えがあるのであればちょっとお聞かせいただければと思います。

○細川委員長 業務課長。

○三浦上下水道局業務課長 下水道の使用料金としての考えということなんですけども、今おっしゃられましたとおり、セグメント分けして、公共下水道と農集と漁集というのは別管理にしていくということで考えておりますので、料金についても別管理というふうに考えております。ですので、見た目上は特に今までと何ら変わりなく、運営のほうはそれぞれでしていくと。会計だけが統合されている状況というふうに考えております。

以上です。

○細川委員長 山代委員。

○山代委員 下水道のほうは前回ちょっと値上げがありましたけれども、今後、バランスを取りながら、金額もあわせて見直しを行われていくという考え方で間違いないでしょうか。

○細川委員長 業務課長。

○三浦上下水道局業務課長 農集、漁集の使用料につきましては、過去の例を見ても、公共下水道を引き上げるときに、それにあわせて、公共下水道と同等となるように引き上げていくという改正を今までもしておりまして、公共下水道のほうは、現在、経営戦略がございまして、5年に一度経営戦略の見直しをします。それに伴って、料金のほうも引き上げが必要なのかどうかというのを判断していくということになるんですけども、そのときに公共下水道の料金がどうなるかというのを考えた上で、農集、漁集についても、それに伴って引き上げるかどうかというのを考えていくということになろうかと思います。

以上です。

○細川委員長 山代委員。

○山代委員 ありがとうございます。

○細川委員長 事前通告を受けている質疑は以上でございます。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第88号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

局長。

○古賀上下水道局長 補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○細川委員長 それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりません。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員が交代いたしますので、しばらくおまちください。

それでは、続きまして、日程第3、議案第74号大竹市保育所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

山代委員。

○山代委員 大竹保育所なんですけれども、まず、本町保育所が大竹保育所に移動して、大

竹保育所として統合後、保育の場所は約半年間が大竹保育所、その後、約1年半が本町保育所で、大竹保育所が改修が終わってから全員で移動という形の認識で間違いないでしょうか。

また、約1年半という間は現状より人数が多い状態での保育が本町保育所で行われます。実は私の実家の近くなんで、夕方ちょっと行ってはみたんですけども、横に公園があったりとかで併設されてますので、結構夕方はすごい人数になるんですけども、その際の安全面の担保というのはいかがお考えでしょうか。

また、大きな改修は行わないということは事前に聞いておりますが、大竹保育所に引っ越している半年の間、受け入れに関して施設の改修等を行われるかどうか。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○細川委員長 児童係長。

○山田児童係長 福祉課児童係長の山田といいます。よろしくお願いします。

この大竹保育所の改修につきまして、いろいろと御心配等をおかけいたしております。可能な限り最善の方法を尽くして対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

質問にお答えいたします。まず、1点目、本町保育所と大竹保育所を統合、これが令和6年4月1日を予定しております。その後、おおむね令和6年9月ぐらいまで約半年間、大竹保育所のほうで保育をいたしまして、その後、改修が始まる期間、約1年半弱ぐらいを予定しておりますが、その期間については本町保育所で保育をする。改修が終わった後に大竹保育所に戻るという形で、委員おっしゃられた形の方針で間違いはございません。

2点目ですが、約1年半近くにわたり本町保育所での保育を行います、その間の保育につきましては、可能な限り、フリーで働ける保育士であるとか保育補助員を配置するなど、安全面や児童の心理面、こういったところに配慮した職員配置を行っていくことにより対応していきたいというふうに考えております。

3点目ですが、本町保育所の改修についてですが、大規模な改修であるとか改善といったものについては現時点では考えておりませんが、令和8年2月まで本町保育所を使用するという前提の中で、必要な修繕であるとか、そういった小規模な対応というのは現時点も考えておまして、今年度の予算及び来年度の予算を使用して対応していくように考えておりますので、御理解をお願いいたします。

この本町保育所と大竹保育所の統合、そして、その後の大竹保育所の改修にかかる、この令和6年から令和7年にかけて在籍する児童、そして、保護者の皆様には大変御迷惑をおかけするようになると思いますが、御理解と御協力をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○細川委員長 山代委員。

○山代委員 御答弁ありがとうございました。

本町保育所なんですけれども、横に本町公園という公園が併設されております。登園時はないんですけども、退園時、児童が出てくるときに、皆さん公園で遊ぶというのが通

例といたしますか、ふだん見られる光景かなと思うんですけれども、本町保育所に入る道なんです、片側は一方通行、もう片側は結構交通量の多い本通りという道に面しております、そこでずっと帰るのではなくて、公園で遊ぶとなると、親も当然、付き添いますから、車がたくさん並ぶという状況になります。さらに、迎えに来た車が来るというところで、児童が公園から飛び出すという部分もあろうかなと思うんですが、そこら辺の安全面の配慮というのは、何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○細川委員長 児童係長。

○山田児童係長 福祉課児童係の山田です。よろしくお願いします。

隣に公園があるということで、そこで遊んで帰る、そういったことも十分想定はされるかと思います。まず、問題になるのは、本町保育所の駐車場、これが非常に少ないといったようなところが大きな問題だと認識をしております。先般の保護者説明会等においても、この駐車場問題というのについては、保護者のほうから御意見のほういただいております。

現在は保育所周辺のスペースと近隣の民間駐車場3台を確保しております。これで、主には保護者は保育所の周辺、公園のところに駐車したりとか、そういったような形になっておりますが、やはりこの統合後、非常に子供の人数が増えるということで、そこだけでは非常に危険であるし、そこに路上駐車等も増えることは十分予想されるので、今考えてるのは、追加の駐車場の確保、具体的に申しますと、保育所近くの民間駐車場を、いろいろと歩いて探しました。現時点では、ちょうど保育所の入り口の目の前辺りに民間の駐車場と、その周辺にちょっと駐車場があるんですが、計10台ぐらいは今空きを確認しております。現時点から押さえるというのは難しいんですが、恐らく来年の10月前後もそれに近い台数は確保できるのではないかと考えておりますので、そういったところを追加の駐車場ということで、保護者送迎の駐車場ということで確保をするというのを検討している次第でございます。

○細川委員長 山代委員。

○山代委員 ありがとうございます。またその駐車場のほうも、時期が来ましたら、周知徹底のほうをよろしくお願いいたします。

実は、本町保育所って私の母校なんで、なくなるというのはちょっと寂しい限りではあるんですが、時代の流れなのかなというところで、今後も児童の安全面を最大限に考えた配慮をいただければと思います。どうもありがとうございました。

○細川委員長 事前通告を受けておりますのは以上でございます。

他に質疑がございましたらお願いいたします。

岡委員。

○岡委員 山代委員の質問をもうちょっと特定しての質問なんですけれども、もう今や二葉保育所ありませんし、大竹と本町ということで、かなり広いところから保護者が来るわけです。特にイベントのときは私は大変心配で、それは運動会とか、あと、参観日のようなとき、これは保護者がかなり長い間本町保育所にいる、滞在するということになるので、どうしても駐車場というのが、ただの送迎ではもはや済まないと思います。それについて何か留意をされているかと思いますが、どのような留意をされているか、教えていただ

ければと思います。よろしくお願いします。

○細川委員長 児童係長。

○山田児童係長 児童係長の山田です。先ほどの質問についてお答えをいたします。

特にイベントであるとか、運動会とか発表会、そういったものについては、非常に多くの保護者の方が来られることが予想されております。現時点においても、本町保育所に限らず、やはり保護者が来るケースが非常に多いので、できる限り車を使用しないで来ていただくという周知というのはまずさせていただいておるところでございます。

また、これは今後になろうかと思うんですけれども、それ以外にも臨時的に、短期的に駐車場が確保できないか、そういったところも今後ちょっと検討していきながら対応してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○細川委員長 岡委員。

○岡委員 ありがとうございます。これは今から提案するというわけではないのですが、実は大竹中学校と本町保育所の間には道があって、一見遠いようですが、実はかなり至近距離です。場合によつたらですが、大竹中学校の一部を使わせてもらうという可能性はないのでしょうか。お願いいたします。

○細川委員長 児童係長。

○山田児童係長 児童係長、山田です。ありがとうございます。

大竹中学校の駐車場、これは今度、大竹保育所が改修した後も、今もそうですけれども、駐車場として利用している場所ということでの話だと思いますが、そこを利用することも十分可能だと考えています。

以上です。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 全く違う観点から質問します。今、お二人がおっしゃったことは、ある側面から見たら全くそうなんです。でも、親とか子供の立場から見たら、私はいつもその問題は困ってますけど、帰らないんですよ。親から見たら、迎えに行くではないですか。そこに行ったら、自分の子供もいるし、友達もいるではないですか。それで、自分と同じような保護者同士もいるわけですよ。そのときの時間って、あの人たちから見たら、ものすごい大事な時間なんです。それを、それ帰れ、早く帰って安全第一でやったら、この国壊れますよ。あの人たちの、ひょっとしたらですよ、一日で一番楽しい一瞬なんです。それをね、今の国の政策もそうです。とにかく効率一番ですよ。効率第一で、それで、女性も職場で働いて、フルタイムで働いて、でも、夜遅くまで預かって、なおかつ家でちゃんと家庭生活を営んで、子供を増やそうというんですからね。私はどこか、どうせとは言わないけど、何か今欠ける気がするんですよ。

韓国なんかは今、合計特殊出生率0.7幾らですよ。よく似てるなと思いますけども、一見正しそうなことであっても、ひょっとしたらそれがもっと悪いことを招来させるのかな、呼び込んでいるのではないかなという気もしますが、本当に安全のことを考えたら、迎えに来たらさっさと帰って、そんな放送するんですよ。放送するんですけども、

いいのかなって正直思ってます。ぜひ何か、何というかな、子育て環境として考えるべき何かがあるように思うんですけども、答弁難しいでしょうけども、もしできたらお願いします。

○細川委員長 健康福祉部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 今、委員も言われましたように、早く帰れっていうのは分かります。管理面からすればそうですね。早く帰ってというか、管理している部分できちんと見ている。それ以降のことはきちんと、危ないから気をつけてねという注意喚起というのは、それは当然なんです。ただ、遊んで帰ってはいけないとまでは多分言わないと思うんですね。今、周りに駐車場等も確保していますということです。路上駐車をして公園で遊んで帰ってもらうとちょっと困るんですけど、できるだけ駐車場に止めてもらって、またその時間というのは、それは大目に見れるというところはあるのではないかと思います。

ただ、やってみてですよ、あんまり車があふれるようであれば、やっぱり、申し訳ないんですけど、最初言われたように、ちょっと車の面で不便があるんですけど、安全面に配慮して、なるべく早く帰ってくださいねということはまた改めてお願いするようになるのではないかと思います。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第80号財産の無償貸付けについてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

山代委員。

○山代委員 平成31年から無償の貸し付けという形でお貸ししているという話を聞いているんですけども、当該施設を無償で貸与されてますが、利用状況、事業内容等、実績等の

紹介があれば、いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○細川委員長 障害福祉係長。

○大坪福祉課主幹兼障害福祉係長 福祉課障害福祉係長、大坪と申します。よろしくお願いいたします。山代委員の問いにお答えいたします。

現在、社会福祉法人美和福祉会は、大竹市内では松ケ原地区と玖波地区において障害福祉サービス等の事業を展開されておられます。松ケ原地区では就労継続支援B型、生活介護、日中一時支援、相談支援の事業をされています。玖波地区では共同生活援助、短期入所の事業をされています。

事業内容や利用状況について御説明いたします。まず、就労継続支援B型ですが、これは通常の事業所への就業が困難な方の生産活動などに必要な知識や能力の向上や維持を図るものです。主に平日の開所となっております。定員10名に対し、利用率は月平均88%です。

次に、生活介護ですが、日常生活上の支援、創作的活動の支援などにより、常時活動の支援が必要な方の身体機能または生活能力の向上を図るものです。主に平日の開所となっております。定員14名に対し、利用率は月平均91%です。

日中一時支援事業ですが、これは介助者の疾病などで介助できないときや介助者の休息などで日中の預かりをするものです。平日と月1回の日曜日に開所しています。定員6名に対し、月平均15%です。平均にすると低いのですが、これは、平日は生活介護など別のサービスを利用される方がおられるためです。

相談は、障害福祉サービスなどを利用するための計画を立てるものです。定員という考え方ではありませんが、大人と子供を合わせて56人の方が契約されていらっしゃるようです。

共同生活援助は、通称グループホームといいます。地域で小規模な人数で暮らしながら自立して生活を営むことができるよう、相談や生活の支援をします。定員12名に対し、利用率は100%です。

短期入所ですが、介助者の疾病などで介助できないときや、介助者の休息などで短期間の入所をするものです。平日、休日を問いません。定員2名に対し、利用率は月平均34%となっております。

以上で説明を終わります。

○細川委員長 山代委員。

○山代委員 御丁寧な説明ありがとうございました。以上となります。

○細川委員長 他に質疑はありませんか。

日域委員。

○日域委員 決算特別委員会からの続きですけど、今年の3月の予算特別委員会のときに細川委員が要求した資料があります。固定資産、かなり大きいファイルでしたけど、あれ見たら、この旧松ケ原小学校の校舎が大竹市が持つてゐる農地の上に乗っかってゐるみたいな表示になってまして、今回貸し付けている廿日市市の土地は載ってないんですよね。それは財政に対して言いましたから、その後直されたかもしれません。

この辺の整理が、結局、前も言いましたけど、大竹市の作っている地図が間違っている

わけですよ。議員控室にあるかわいい地図は合ってます。だけど、高いというか、大きい紙があるじゃないですか。私、1枚持ってますけども、あれ間違ってるわけですよ。ゼンリンという会社もその地図の使用許可をもらって作ってますから、ゼンリンも間違いなんですよ。松ケ原小学校は大竹市の学校ですから、何とかして大竹市って住所だけにしたいというのは分かりますけども、農地の部分、あれ今でも農地かな。変えましたか、あの後。少なくともあの学校が建っているところは廿日市市ですよ。

前も言いましたけど、土砂法の、文書が来たときに私思ったんですよ。呼び方を変えるのは、それはまあね、いつも思うのが、マツダという会社がありますよね。マツダは府中町にあるってなってますけども、私から見たら広島市ですよ。あの工場の配置見たら圧倒的に広島市なんですけども、あれ府中町というから、それは玄関が府中町にあるとか、いろんな言い方があって、それはいいと思いますけども、そのために地図も違ったり、国土地理院の地図は合ってるんですよ。でも、国土地理院に聞いたら、自分が調べたのではなくて、各自治体からもらった地図ですよって言ってますから、大竹市の中にダブルスタンダードとして存在するんだと思いますけどもね。

でも、あの学校が廿日市市にあるのであれば、廿日市市がやるべきではないかなと。大竹市の予算の中に、廿日市市の上に建ってるものに対してどうする予算組んでないじゃんって私は感じるんですけども、その辺りを何でいつまでも引っ張ってるのかなという気がします。

この前偶然見つかったんですけども、メインの大きな地番がありますよね。今回も出ている、廿日市市の。あれ1になってますよね。枝番がついてますよね。枝番がついてということは、2があるわけですけども、2は今回、前は間違えて貸したんでしょうけども、今回はカットして、それでいいと思いますけども、あれって廿日市市に道路で貸してるんですよ。廿日市市に大竹市が貸してるって、そこが片方では大竹市だって言ってるみたいなものなんですけども、本当に例えば、消防が行ったらですよ、どちらの消防が担当するんだとか、刑事事件があったらどちらの、廿日市署か大竹署かどちらが行くんだとか、いろんなことあるんですけども、せめて、建前はこうだけど管轄は廿日市市ですよとか、廿日市署ですよとか、何か線を引いておかないと、松ケ原ってブラックジョークありますよね。大竹消防が行ったら、あれ廿日市市なのでね、水かけずに帰ったとか、そんなことはもちろんあり得ませんけども、そんな冗談をあの辺の人は言うんですよ。だから、少なくとも地図ぐらいちゃんと描いておいてほしいと思いますけどもね。その辺り、ごちゃごちゃ言いましたけど、よろしくお願いします。

○細川委員長 福祉課長。

○井上福祉課長 福祉課長、井上です。よろしくお願いいたします。

まず、通告いただきました、今回貸し付けをする地目のうち田と畑があるが、このままではいけないのではないかということに関してです。大竹市松ケ原字鶺鴒池813番1は、地目が畑、同じく813番3は田となっておりましたが、令和4年6月市議会定例会一般質問におきまして日域委員から御指摘を受けまして以来、これまで法務局との調整を続けてきましたが、その結果、今年の11月2日付で、これらの所在地番の地目につきまして、現

況に即した地目への登記変更が完了しております。具体的に言いますと、813番1が畑から山林へ、813番3が田から公衆用道路ということになっております。

続きまして、旧松ケ原小学校の施設の所在地と建物の所在地の考え方です。建物が建っている場所の所在地番は、おっしゃるとおり、廿日市市大野字経小屋11837番1でございます。施設の所在地につきましては、敷地の一部に本市の土地地番があることから、旧松ケ原小学校当時から大竹市松ケ原町813番1を公表し、現在も引き継いでおります。施設の所在地を大竹市としていることが、これまでこの施設に関する行政事務を本市が担ってきた根拠となっております。今後もおおたけ松美園が存続する限りは、この事業者を誘致した本市の道義的責任として、現在の状態を継続したいと考えておりますので、どうか御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、このことにつきましては廿日市市も認識されていますが、これまで正式な形としてお互いに確認されているものではありませんので、現在、双方で協議を進めているところでございます。

以上です。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。多分少しよくなるのかなと思います。

実を言うと、今朝はっと気がついて、20年前の電話帳見てみたんですよ。ただ、NTTじゃない分ですけどもね。大竹市の中に、最後のほうにですよ、美和町分とか、大野町分とか、この周辺のがあるわけですよ。大野町分って見るじゃないですか。そうしたら、松ケ原がそこに出てるんですよ。でも、松ケ原って出てますけども、その人の電話番号のところに書いてある住所は松ケ原なんです。だから、大竹市なんですよ。大野町分って書いてあるのに、住所は大竹市の住所を書いてあるわけです。だから、そのぐらいあそこは難しいところですからね。だから、一筋縄ではいかないとは思いますが、でも、やっぱりあれですね、行政同士できちんと決めてやっておけば、何かのときも間違わないですからね。それでよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○細川委員長 通告をいただいている質疑は以上でございます。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第 5、議案第 75 号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 補足説明ではございませんが、提案理由の中で説明いたしました産前産後期間につきまして、言葉をイメージしやすいよう、減額対象期間を図示した資料を提出しております。どうか参考にいただければと思います。よろしく願いいたします。

○細川委員長 資料をありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑に入ります

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

山代委員。

○山代委員 国民健康保険の一部改正についてですが、まず、予定日での申請ということなのですが、出産日での修正申告は可能でしょうかというのが 1 点。

あと、もう 1 点は、11 月、12 月出産予定の方、11 月はもう出産されてると思うんですが、この改正に該当されると思いますが、告知方法と財源はどうするのでしょうかという、この 2 点をお答え願えればと思います。よろしく願いいたします。

○細川委員長 どうぞ。

○宮下市民税務課課長補佐兼市民税係長 市民税務課市民税係長の宮下と申します。よろしく願いいたします。

2 点ほど御質問がありました。まず、1 点目につきましては、出産予定日の申請ということで、修正申告可能かどうかということだったと思います。まず、この制度、国の厚生労働省、国のほうの法改正に基づく改正で、それに伴って条例改正を行うものですが、厚生労働省は、出産予定月と出産月が異なる事実が判明した場合であっても、届出を行う世帯主等の負担軽減のため、保険料の再計算は行わない運用を原則とするとしております。また、その場合、届出時点での出産予定月を基準として保険料免除を行うとされております。しかし、一方、出産予定月と出産月がずれるということで不利益を生じる可能性が考えられます。その場合、世帯主から修正申告の申請があった場合は再計算を行うことができるというふうにされております。

不利益を被る可能性があるというのは限定的で、ケース・バイ・ケースとはなりますけれども、本市といたしましては、被保険者の方から申し出がありまして、さらに、出産予定月で申請をしていたんだけど、出産月がずれたことで不利益を生じる場合に限りまして、修正申告を受け付けたいというふうに考えております。

ただし、出産後に申請をしたんですけども、実は予定月で申請していたほうが有利だったという場合においては、既に出産という事実が確定していることから、それを予定月に

変更するという修正申告を認める考えは今のところございません。

市では、混乱を避けるために、原則として予定月で申請をされた場合は、予定月を基準に、そして、出産月で申請をされた場合は、出産月を基準に保険料免除を行う取り扱いをしたいというふうに考えておりますが、予定月で申請される方につきましては、修正申告が可能であるという旨を申請時に説明するとともに、保険料の変更通知を行うときに、修正申告に係るチラシ等を同封するなど、今のところ考えているところでございます。

次に、2点目でございます。まず、今月、12月に出産された場合、1月、2月の2カ月間が免除期間となります。これは、11月が出産前月、そして、12月が出産当月となりますが、法改正の施行日が1月1日となっておりますので、これは1月、2月の2カ月分のみが免除の対象月となるということでございます。

それと、告知方法でございますが、まず、市の広報1月号に記事を掲載予定をしております。そして、市のホームページに、こちらのほうも議会の最終日以降に記事を掲載を予定しています。そして、母子手帳交付時、あと、出生届のときに、保健医療課のほうで作成いたしました、赤ちゃんがお生まれになった後の各種手続についてと、こちらA4の用紙なんですけども、こちらの用紙の中にその旨を記載をしてお渡ししようと考えております。そして、同じく大竹市版の子育てガイド、こちらのほうにも掲載をしております。さらに、おおたけ暮らしの便利帳、こちらのほうにもその旨を記載しております。

最後に、財源についてなんでございますが、今回の改正に伴いまして、新たな歳出が発生することはございません。しかし、市に入ってくる保険料、これがそれだけ少なくなることとなりますので、その補填分といたしまして、国が2分の1、県が4分の1を負担するということになっております。ただし、国、県がどのような予算措置を行うのかについては、現時点、調整中ということでございます。

以上となります。

○細川委員長 山代委員。

○山代委員 丁寧な御説明ありがとうございました。内容は把握できましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○細川委員長 事前通告を受けておりますのは以上でございます。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員が交代いたしますので、しばらくおまちください。

それでは、続きまして、日程第6、議案第78号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

部長。

○中村市民生活部長 補足説明は特にございませんので、よろしくお願いいたします。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第7、議案第79号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

市民生活部長。

○中村市民生活部長 補足説明は特にございませんので、よろしくお願いいたします。

○細川委員長 それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ちょうど50分たちましたので、換気のために休憩いたします。再開は11時です。

10時49分 休憩

11時00分 再開

○細川委員長 それでは、休憩前に続いて会議を開きます。

日程第8、議案第81号市道路線の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

建設部長。

○山本建設部長 補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○細川委員長 それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関しまして質疑の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

末広委員。

○末広委員 よろしくお願ひします。すみません、ほとんど素人質問なんですけど、わざわざ半分、管理のためとは聞いているんですけど、市道にした理由を教えてください。今後、この橋の管理について、和木町とはどのような協議で進めていかれるのか、ちょっと教えてください。よろしくお願いします。

○細川委員長 管理係長。

○坂井土木課主幹兼管理係長 土木課管理係長の坂井です。よろしくお願いいたします。末広委員の御質問のほうのお答えいたします。

まず、橋の管理のためということに関して、橋の管理に係るこれまでの経緯のほうをちょっと御説明をさせていただきますと、現在の橋の設置につきましては、本市と和木町は国に委託して行われまして、平成4年3月の完成後に国より本市と和木町に引き渡しを受けているところでございます。橋の維持管理につきましては、和木町との間で維持管理に関する協定書を締結し、維持に係る工事費用は折半により互いに負担をしているところでございます。

まず、1点目のなぜ市道にする必要があるかにつきましては、この橋は完成してから約30年経過しておりまして、部分補修等が必要な箇所はこれまでも対応しておりますけれども、現在、市道橋において実施しております橋梁長寿命化事業と同様、特定財源を利用して橋本体の詳細な点検調査を実施し、今後、道路法の道路として適正な維持管理を行っていくために、市道認定をするものでございます。

2点目、今後、和木町とどのようなやり取りで管理行っていくかということにつきましては、これまでと同様に、先ほど御説明させていただきました協定書に基づき、管理のほう行っまいりますけども、今回新たに道路法に定める道路になれば、具体的に橋梁点検の実施や、点検により補修工事が必要な場合においては、大竹市で施工し、和木町には半分の負担金を出していただく形で行っていくことを考えております。

以上です。

○細川委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。県境にある橋って少ないかもしれないんですけど、ほかにもあると思うんですが、こういう管理ってスタンダードなんですか。

○細川委員長 土木課長。

○廻本土木課長 土木課長、廻本です。

和木町との協定書の件で、現実的には大和橋についても同じように協定書を結んでいきます。そのほか、県の境にある小瀬川沿いに岩国市との橋もあります。基本的にその中間での協定書を結んでというのは、今の中市の今回行うところと大和橋の2橋しかありません。

以上です。

○細川委員長 事前にいただいた質疑は以上でございます。

他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 例えばですよ、市道認定で時々ありますよね。昔から道はあるんですけどね、今頃ね、随分時間たってから認定したりするんですけども、今の答弁を聞いてまして、別に市道認定したら橋の管理責任が重くなったり軽くなったりするものではないような気がしますし、あれは認定してないから壊れてもごめんねって言うて済むものではないですよ。これ例えば、地方交付税とかと多少なり関係あるのかなって。私は詳しくないですけどね、私の昔の同期の議員がよくそんなこと言ってたんですけども、道路認定したら増えると言ってましたけど、今思うとですよ、そういうこともあるのかなって思いますけども、その辺どうなのでしょう。お願いします。

○細川委員長 課長。

○廻本土木課長 市道認定の関係の交付税の関係は、地方交付税の関係もあります。今回、ちょっと補足なんですけど、市道という形で道路の橋梁の点検等を現在、平成26年からずっと行ってます。これは笹子トンネルの関係で、国のほうから道路の点検をしろという事になってました。

今回の市道認定かける中市、現在、元町瀬田線という市道名になりますが、これについて、和木町との今までの協議の中で、老朽化に伴って補修等で、少しずつですが、直していきましたが、今回その財源、道路メンテナンス事業という形で55%の補助金をもらいながら対応できるということで、今後また点検については、令和8年ぐらいには点検を一度かけようと思ってますが、それも和木町との財源の予算の確保を受けてから対応していきたいと思っています。

以上です。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 だから、補助金の関係もあるし、交付税の関係はわずかだけではないことはい
よということでもいいですね。ありがとうございました。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、続きまして、日程第 9、議案第83号令和 5 年度大竹市国民健康保険特別会計
補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補
足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○佐伯総務部長 補足説明は特にございません。よろしくお願いいたします。

○細川委員長 それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第10、議案第84号令和5年度大竹市漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○佐伯総務部長 こちらも特にございません。よろしくお願いいたします。

○細川委員長 それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第11、議案第86号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○佐伯総務部長 特にございません。よろしくお願いいたします。

○細川委員長 それでは、これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第12、議案第87号令和5年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○佐伯総務部長 特にございませんで、よろしくお願ひいたします。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員が交代いたしますので、しばらくおまちください。

それでは、続きまして、日程第13、令和5年陳情第3号消えた西国街道の復活とその原因の排除等を求める陳情を議題といたします。

本件は、事前に陳情文書表をサイドボックスに掲載しております。委員の皆様方には事前に御一読いただいていると存じますので、陳情の要旨の朗読を省略いたします。

それでは、早速審査に入りたいと思いますが、審査に当たりまして、執行部において現状等や考え方について御説明をいただければと思います。

建設部長。

○山本建設部長 それでは、陳情第3号でございますが、陳情項目4つほどございます。1番と3番と4番でございますが、これは関連しておりますので、これまでの経緯を踏まえまして、対応状況につきまして、建設部のほうでまとめてお答えさせていただきます。

まず、陳情項目3番ですが、小方2丁目1304番1につきましては、一部を市道用地として市が平成9年11月に買収しております。そして、残地の部分、これを土地開発公社が平

成10年2月に買収しています。用地買収におきましては、当該地の所有者、隣接所有者等によりまして境界立会を行った上で、地積測量図を作成し、これに基づき売買契約を締結しているところでございます。この売買契約に基づきまして、平成10年3月、法務局に対し分筆登記を嘱託し、登記処理を行っているところでございます。

次に、4番目の項目になりますが、境界立会した者が押印した境界確認書についてでございますが、これまでも陳情者からは令和3年5月に開示請求がなされております。しかしながら、当該文書が存在しないということもありまして、同年6月には開示できない旨の通知を行っているところでございます。

そして、陳情項目1番にあります西国街道の部分ですが、西国街道を調査事実に基づき公図上に復活することとありますが、市としましては、里道が存在するということは認識しておりまして、陳情者を含む関係者とは継続的に協議を行っているところでございます。この土地の境界等の解決については、引き続き取り組んでいきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○細川委員長 どうぞ。

○吉村市民税務課長 市民税務課長の吉村です。それでは、市民税務課からは、陳情項目2で固定資産税課税に関することが記載されておりますので、このことについて簡単に御説明をさせていただきます。

本市では、過去に実施した地籍調査において精度が低い場所が散見しており、その結果、法務局に備えられた公図と現況とが相違している状況が見受けられることから、固定資産税の評価を正確に行うために、地方税法第380条第3項にしたがって、条例の定めるところにより、現況に即した土地の評価資料として作成した地籍図、本市では地番図と表現しておりますが、これを用いて課税を行っているものでございます。

また、陳情書の趣旨の中には、市が意のままに土地を動かしている、市独特のあしき課税状況である、公図とダブルスタンダードであるといった記述がありますが、市の行っております課税手法は大竹市独自の手法ではありませんし、過去に開催されました固定資産評価審査委員会や広島県行政不服審査会でもその正否が諮られ、審議されてきたものです。その結果、いずれも本市の行っている課税方法は妥当であるとされているところですし、なお、この行政不服審査会の答申内容について、県のホームページにも公開をされているところです。

また、その答申内容を県の税務課市町税政グループに確認をしてもらい、県の見解を問うたところ、公図が不正確な地図と判断できる場合には、課税図をその代替品として評価基準にし、課税しても問題はないとの回答を得ているものです。したがって、陳情趣旨に記述されているようなことはないものと考えております。

最後に、提出されております資料6の内容についてになります。これはサイドボックスにも掲載をされているところでございますが、資料6の2ページの中段にあります固定資産税実務提要の説明の中で、下に解説と書かれた部分がございまして。この部分は、一見実務提要に書かれた解説文のように見受けられてしまいそうですが、そうではなく、陳

情者が独自の見解や思いを解説という形にして記したものであり、実務提要に記載されているような広く公に示された文面ではないということを申し添えさせていただきます。

以上となります。

○細川委員長 それでは、委員の皆様におかれましては、執行部の今の説明に対して確認したいこと等ありましたら質疑をお願いします。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

豊川委員。

○豊川委員 ありがとうございます。ちょっとその前に、今回、発言通告書のほうがちょっと遅れて提出してしまいました。申し訳ございませんでした。以後気をつけたいと思います。

この陳情は、大竹市の国土調査がずさんだっただけではなくて、間違った公図を修正するのではなく、固定資産税の課税も修正しないで、つじつま合わせに終始してきた現状の変更を求めるものでございます。その秘密がモラルハザードを誘引し、大竹市が作る地番図はもとより、法務局の公図においてさえも地権者の知らない間に地番が動いたりした典型的な場所に関する陳情でもございます。

そんな場所で、あろうことか、大竹市土地開発公社は規則に違反して、大竹市の管理する里道との境界確認すらせずに民地の用地買収を実施し、不正確な面積で計算した土地代金を払い、法務局へは捏造した地積測量図を提出して登記を行うなど、地面師さながらの行為を行った結果、法務局の心証をも著しく悪化させ、デストロイヤーの4の字固めよろしく、にっちもさっちもいなくなった状況からの、これは解決を求める陳情でもございます。

大竹市のほうからは1つの解決策は提示されているようですが、それは大竹市役所のあしき所業を完全に覆い隠すものであり、せめて事実は事実として認めた上で、共に解決していこうとの思いの、これは陳情でもございます。

○細川委員長 豊川委員、ちょっとすみません、発言の途中ですが、質疑ですね。

○豊川委員 質疑と、意見もでございます。

○細川委員長 意見は言う時間ではございませんので、質疑をお願いいたします。

○豊川委員 議員の皆様方におかれましては、この問題を三方納得できる形で根本的に解決することが、今後の国土調査においても、その他の土地や固定資産税の業務遂行においても、市政のレベルアップに大きくつながることだとの御理解をいただきまして、過去の事実に目を背けるのではなく、陳情採択の上、執行部には事実を隠さず解決に取り組みとの議会の意思を示してほしいと思います。ここまで証拠が明白である以上、大竹市や公社に問題がなかったということにしては、議員としても議会としても受け入れ難いとは思っております。

○細川委員長 質疑ですよ。

○豊川委員 では、すみません、質疑ということで、質問に入らせていただきます。私のほうからは7つございます。

1つ目、大竹市は国土調査を実施しています。その記録を確認したいとのことですが、

存在しません。これは国土調査法第21条に違反していますか。お尋ねいたします。不完全なものだけど、自分たちはこの記録を基に用地買収をしていたという職員OBもいますが、本当はないのでしょうか。意図的に隠しているとすれば、その違法性についてどうお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

2つ目でございます。筆界がはっきりしない土地、小方2丁目1304番1を土地開発公社が買収しました。公社から法務局には、所有権移転登記に必要な資料1の地積測量図と、資料2の実地調査書が提出されております。この書類などを根拠に法務局は手続を行っていますが、地積測量図作成に必要な近隣地権者との境界確認書は市に保管されていません。境界標も境界杭も一切残っておりません。近隣地権者にもそのような記録はございません。資料2は法務局で特別にもらった資料ですが、根拠なくこの書類を作成し、行使したとすれば、これらは法務局を欺くための虚偽の公文書作成と行使に該当するのでしょうか。お尋ねいたします。

3つ目、公社の小方2丁目1304番1の買収に関して、境界確認をしていないとすれば、大竹市土地開発公社の業務方法書第12条で援用すると定める大竹市公有地管理規則第12条に違反しています。捏造であれば、根拠書類はもともと存在しません。境界標も杭も設置できません。その判断でよろしいでしょうか。

4つ目、境界確認をせずに行った測量は正確性を欠きます。その面積を根拠に土地代金を払えば、それも正確とは言えません。ルールに反して代金を支払ったと解してよろしいでしょうか。

5つ目、資料1の測量図は資料2の実地調査書記載の内容を担当課が図面に起こしたものです。市と公社の間でも境界確認はされていないのですが、これを見れば、北側は市道まで、南側はブロック塀まで、西側は民地まで、そして、東側は水路手前までの目いっぱい土地を買収しています。公図に里道の記載がないことを幸いに、意図的に可能な限り最大の面積を買収したように作成したと推測できますが、いかがでしょうか。

6つ目、地番が小方2丁目1304番2の土地は、国土調査後のある時期まで公図上に存在しているものの、その後消えました。しかし、公図から消えた後も課税されておりますが、一体どこにあるのでしょうか。大竹市の地番図には記載がございますが、そこにあるという根拠は何でしょうか。土地の存在が確認できないと、評価ができません。したがって、国税においても他市町においても存在ができない土地への課税はしていません。登記簿だけあって公図への記載はないという土地はたくさんございます。その中で、大竹市役所にだけ所在が分かるとすれば、その根拠は何でしょうか。

最後、7つ目、公図に記載がない地番を地番図に記載する明文化したルールについて伺いいたします。地番図は地方税法380条第3項に定めるものの1つだとしたうえで、明文化したルールは現在作成中との答弁がございました。今つくろうとしているルールと、大竹市税条例第73条を受けて令和3年につくられた規則第21号とは矛盾いたしませんか。お尋ねいたします。よろしくお願いいたします。すみません、長くなって。ありがとうございます。

○細川委員長 7点ほどたくさんございましたので、順番にお願いいたします。

課長。

○廻本土木課長 土木課長の廻本です。豊川委員の質問の中の7点のうちの1番目のほうを土木課で回答させていただきます。

実際の国土調査法に規定する調査の成果の保管について、市としても成果の管理がちょっと不十分であるという状況で十分認識しています。そのため、ちょっと陳情者のほうからも開示請求という形がありましたが、現在、その存在というの、物自体がありません。以上です。

○細川委員長 どうぞ。

○建石監理課長 監理課長、建石です。

2点目、3点目、4点目は土地開発公社の用地買収についてですが、公社における用地買収については、当該地の所有者、隣接所有者等による境界立会を行った上で地積測量図を作成し、契約をしております。法務局に分筆登記を嘱託し、登記は完了していることから、分筆登記に必要な書類は添付されていたものと考えております。

続きまして、5点目でしたが、今申し上げましたように、公社における用地買収については、境界立会を行った上で地積測量図を作成し、契約しております。なお、用地買収に際し作成している地積測量図の境界ポイントですが、平成2年3月、境界立会を行い作成した境界確定図の水路蓋からの距離と一致しており、整合していると考えています。

以上です。

○細川委員長 市民税務課長。

○吉村市民税務課長 市民税務課長の吉村です。それでは、6点目、7点目についてお答えをいたします。

まず、6点目、小方2丁目1304番2の土地は公図から地番が消え、市の地番図に表記されました、土地がないのに評価はできないのではないかとこの御質問ですが、この御質問に出てきた土地につきましては、本陳情内容を確認しましても、どこにもこの地番に触れた記載はございません。陳情の趣旨や項目にはない個人の所有の土地であると考えますので、したがって、陳情案件ではないことへの見解をお示しはできませんし、個別案件にもなってきますので、市からの答えは控えさせていただきます。

ただし、一般論でお答えしますと、本市では昭和20年代から地籍調査を随時開始しており、その中で公図に地番が未記載となってしまった土地についてですが、なぜそこで未記載となってしまったのか、その理由は今となっては定かではありませんし、確認するすべも持ち合わせてはおりません。

しかし、例えば、2つの土地が地籍調査を行う前から確かにその地に存在し、同じ所有者であり、同一年月日で変更登記などがされ、同じ動き方をしている、従来から課税もされているという土地であれば、何らかの理由により公図の中で未記載となったとしても、公図にないからという理由だけでその土地を課税から除外するということにはなりませんし、公図と必ず一致させなければならないといったような法的根拠はどこにも示されてはおりません。

これは、現況課税として、過去から所有者の動きや地目、地積の状況を調査した上で、

ずっとそこに存在している土地として評価していくことは法的にも問題はないものとして、それらの評価を補うために、また、その土地の評価を適正に行うために用いる資料として、本市では地方税法にのっとり地番図という形の資料を備えているもので、こういった手法は、繰り返しになりますが、本市だけが行っているものではありませんし、県や他の行政審査機関などからも問題がなく妥当であるという見解が示されているところでございます。なお、これらの手法の根拠となるのは地方税法になります。

続きまして、7点目、公図に記載のない地番を地番図に記載するルールについて、市の規則と矛盾はしていないのかという御質問でございます。こちら本会議などでお答えしているものとなりますが、再度御説明をしますと、今までに地番図に記載がなかった土地について新たに地番図に記載するような事例の場合は、その起点としましては、登記簿や公図の記載内容に変更が生じたとして、法務局から市に対し通知がされた時点になります。こういった場合は、担当の職員も地方税法に照らし、当該所有者の登記情報や現地の状況の確認、過去からの登記簿の異動履歴など情報を基に、さまざまな観点から調査するとともに、必要に応じて所有者にも聞き取りを行うなどを行い、総合的に土地評価を行っていく手順となってきます。

この手順の部分について文書に記載されたものがないと御指摘をいただいたために、現在、マニュアル化に取り組んでいるところでございます。しかし、この手順そのものの手法は、地方税法第380条第3項の定めによるところにより備え付ける評価資料の1つであるものとして、本市でいいます地番図に記載していくために、作業工程となりますので、その作業工程、これを市の規則として矛盾するものではございません。

以上でございます。

○細川委員長 豊川委員。

○豊川委員 ありがとうございます。市として不十分な認識があるとのことで、やはりこの陳情者の方も、もう何年も市役所の職員に訴えてきて、どうしようもないから、こうやって陳情という形で議会に出されていると思うんですよ。なので、議員の皆さんも、ここは議会として答えを、採択という答えを私は出さなければならない、そう思っております。こういう、間違ってるっていうのは、間違ってるっていうことはもう間違ってるんですよ。だからね、皆さんもよく考えたら分かると思います。

以上です。

○細川委員長 豊川さん、まだ質疑でございますが、質疑をお願いします。

○豊川委員 質疑のほうはございません。以上です。

○細川委員長 分かりました。

他にはございませんか。

日域委員。

○日域委員 難しい問題ですね。さっきの答弁聞いてまして、1つ言えることは、主に古い話なんですね。私は9月議会で、大竹市の公図が違うのもやむを得ないところあるよねって、そんなことを言いましたけど、それはそれかもしれませんけども、ただ、今ね、例えば、市民税務課長の答弁ですけども、これがいいのか悪いのか知りませんが、もちろん不

服審とかそういう中でとりあえずマルと答えが出たことは確かですよ。

ただ、いろんなルールを見てると、こういうことがたくさん、たくさんというかな、あり得ると思うんですけども、ある筆が1筆あって、そこに地番が振ってありますよね、公図に。その地番で面積が足りなかった。基本的には登記面積で課税するんですけども、それではちょっと公平性を欠くというときには実測でいいとか、もちろん逆に登記面積のほうが大きい場合もあるわけですけども、そういうときには実測面積でいいとか、その番号が振ってない土地はないわけですから、公図に振った番号について課税する。その代わり、面積が足りない場合は実測したらいいよっていうほうはちゃんと、固定資産評価基準か何かに書いてありますね。

場所が分からない場合に、そこだろうっていうことは、私はどこにも書いてないと思いますし、実際問題としてこのことを言うと、法務局なんかのある方に言わせるとですよ、まず、筆界とは何かとか、所有権界とは何かとか、すごい理屈っぽいこと言うんですけども、いくら筆界がどうのこうの言ったって、実務の面からいえば必ず合意ですよ。結局、合意じゃないですか。皆さん合意で、そこで棒持って写真撮って、それで直すわけですよ。だから、課税するときも合意、せめて合意ぐらい、合意か何かは要るのではないかなと思いますけども、そんなことはされてないではないですか。そこもあるんでしょうけども、問題は、過去ではなくて先を見るべきだと思うんですけども、私も正直言いまして、別に陳情者の代理人ではないですよ。代理人ではないけども、さっきのあの、確かに公図が、公図というか、国調の資料は残ってないとか、それも、そうだとすると、それはこの陳情者のせいではないですよ。市の、ある種落ち度ですからね。この境界立会の資料がないというやつも、多くの場合はちゃんとあるんですよ。さすが行政ですよ。普通のところはちゃんとあるんですよ。そこだけがないわけですよ。

この前私、情報公開請求して最近もらいましたけど、途中までやろうとしてる痕跡があって、でも、途中で未完成で、未完成のままファイリングしてあるわけですけども、だから、今さらそれをどうこうというもんじゃないにせよ、いろんな問題があって、それに対応する対応の仕方として、また不十分じゃないところがあって、ある種問題を先送りの的にやってきた結果、今があるわけですから、そのところは、責任取りようがないですけども、ただ、問題はないじゃなくて、一応は認めてほしいと。

そうしないと、自分たちは何も、特段のことをしてないにもかかわらず、何かわけ分からんようになって、何か妥協しなくてはいけなくなったのは腑に落ちないということなのかなと思うんですけども、先ほどの境界立会もそうですし、課税もそうですけども、これは私の質問でもありますけども、大竹市のようなことをしてるまちはないっていいながら、どこだって私が質問したら答えられないってこの前の決算特別委員会で課長はおっしゃいましたけど、どちらでも選択できるのであれば、あのまちはこういうやり方してます、このまちはこういうやり方してますってあると思うんですけども、そこをちょっと、何ていうかな、もうちょっと踏み込んだ話をしてほしいなと思います。

○細川委員長 日域委員、質疑をお願いいたします。

○日域委員 今回の一般質問で私は自分の住んでいるところの、やっぱり同じように、偶然

ですよ。こんな、彼と同じような状況にあるのか知りませんが、あそこも法務局に行って、古い公図ですよ、あるかって言うたら、ありますよって、とりあえずは一般論ではあるんでしょうけども、調べた結果、いや、そこは欠落してましたって言われまして、何も分からないんですけどもね。

そういうことも含めて、この陳情がどうこうというだけではなくて、今から地籍調査をするわけですからね。いろんな意味で合意の仕方をですよ、予行演習かもしれませんけども、いい方向に持っていきたいなと思うんですけども、私の質問分かりましたかね。

○細川委員長 分かりません。端的に、分かるようにお願いいたします。

○日域委員 端的に、分かるようにしたいと思います。だから、今さら責任を問うことはできないにしても、少なくともこういう状況に陥ったのは、やっぱり市のやり方の中に足りない部分があったということは認めてほしいんですよ。やったに違いないっていいながら、境界立会やりかけの文書が大事に取ってあるわけですからね。その辺いかがでしょう。

○細川委員長 認めることができるかどうかをお答えいただければいいんでしょうか。

市長。

○入山市長 過去の先輩諸氏がやったことについてとやかく今ごめんなさいと言うわけにもまいりませんので、ただ、国土調査につきましては、大竹市のいろんな場所でいろんな不都合が起きているのも事実でございます。そういうことで、新たにもう一回、長い時間をかけて、大きなお金をかけて再調査させていただくことを提案をさせていただいているようなわけでございます。自分の経験からも、苦労した経験がありますので、その辺は解決していきたいなというふうに思っております。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 市長にそんなふうに言われたらなかなか言いづらいところあるんですけども、正直言って、あれですよ、行政の立場として非を認めるということは、信頼性を揺るがすことでもありますから、あまりしないほうが、それは大きな観点からいえばいいのかなという気もしますが、そこの取り扱って難しいですけどもね。

今、ある意味では、中途半端に残ってるからこんな議論になるんですけども、もうちょっと前になったら、何見てもさっぱり分かんですからね。これが何を示してるのか、地図はあっても、その地図の意味合いすら分かりませんよね。

だから、中途半端に分かってるから難しいんでしょうけども、そこは、じゃあちょっと言い方変えますけども、どうしたら納得を得られるのかなというところはちょっと工夫してみてほしいなと思いますし、私も、これ結局、私もこれについて確認はしてるんですよ。もう妥協案というか、要するにこうしませんかという案は出てますよね。だから、それで判をついたら、ある意味決着するんだらうと思いますから、もうあと一步のところまで来てるわけですよ。向こうさんというかな、当事者のほうがその気になったらいいんですけども、その気になるための気分の醸成といいますかね、そこは非常に難しいんですけども、この場で全てを言うわけにはいきませんが、でも、大竹市のためにも、こんな問題が残ってるというのはよくないですから、だから、ぜひ何とかしたいなと思いますけども、その辺よろしく願って、終わります。

○細川委員長 今回の要望でよろしいですね。

事前にいただいている通告は以上でございました。通告をしておられない方の委員の皆様から確認したいことがありましたらお願いいたします。

岡委員。

○岡委員 この陳情者が主題にしております西国街道ですけれども、西国街道が確かに関心を今集めているということは言えるかと思います。コロナの前ですけれども、大竹市のライオンズクラブが玖波から小方まで歩くというのは、何と400名も参加しておりますし、また、本市がその一部であります広島広域都市圏協議会では、去年、西国街道散策マップというのを出しておりまして、これがやはり大竹市のところまで、また、さらに岩国市のほうまで延びているところが描かれていて、その中には和田家の長屋門であるとか亀居城、大竹市の史跡を5つほど宣伝してくれています。それで、この大竹市の一番クローズアップしているところが、ちょうどこの陳情者が問題としている小方2丁目なんで、この辺も大竹市が小方2丁目の西国街道がどうなっているかを把握していれば、それにこしたことはないと思います。

ただ、ちょっと今回、これ土地行政の話になるので、そこでちょっと実際、技術上どうなのかというのをお尋ねしたいのが1点ございまして、この西国街道というのを何らかの形で公図に反映するというようなことというのは可能なんでしょうか。教えていただければと思います。

以上です。

○細川委員長 監理課長。

○建石監理課長 西国街道としてではないんですけれども、現在、陳情されている方とは、こちらも里道が存在するという認識で、改めて境界立会を行って、公図上に里道を表示するという事について協議を続けております。

以上です。

○細川委員長 生涯学習課長。

○川村生涯学習課長 生涯学習課長の川村でございます。

西国街道の道路を公図にという御質問でございますけれども、そもそも西国街道で全ての道路の地図を境界を確認しておるわけではございません。恐らくルートも変わっていたり、ルートも諸説いろいろあると思いますので、困難ではないかと思っております。

以上です。

○細川委員長 岡委員。

○岡委員 ありがとうございます。土地行政のほうからはそういうことになるということで、納得いたしました。ありがとうございました。

○細川委員長 他にはございませんか。

山代委員。

○山代委員 陳情者のほうは違法性がある。また、市役所側は法に照らし合わせて問題なく対処しているという見解だったと思います。また、大竹市役所のほうからは問題解決に向けて継続的に取り組まれているということなんですけど、今までどのような協議を行ったか、

また、今後どのような協議を行っていかれるのか、言える範囲で構いませんので、よろしく願いいたします。

○細川委員長 監理課長。

○建石監理課長 これまで、定期的にといいくことでもないんですけども、陳情されている方、また、近隣の方と、対面、電話等も含めて、先ほど申し上げたことをちょっと繰り返すようになりますけれども、里道が存在するという認識の下で境界立会を改めて行って、公図上に里道を表示する方法について話し合いをしております。

今後については、境界等で合意できれば、公図に道を表示をしたいと考えております。
以上です。

○細川委員長 山代委員。

○山代委員 ありがとうございます。市役所側では協議、合意に向けて準備ができているという認識は理解できました。ありがとうございました。

○細川委員長 末広委員。

○末広委員 山代委員とかぶるといえばかぶるんですけども、この協議っていつ頃からやられていますか。いろいろ協議されてるところで、今言っていたところ、協議していただいていると思うんですが、どこら辺が擦れ違いがあるのかな、どこら辺が焦点になっているんですか。

○細川委員長 建設部長。

○山本建設部長 陳情者と直接お会いして話を始めたのは、これは土地開発公社の1304地番、これに関しましてですけど、令和2年7月からお話を始めております。今後、解決に向けて建設的なお話をしていこうというところで合意がお話の中でされております。

以上です。

○細川委員長 末広委員。

○末広委員 ありがとうございます。どこら辺が擦れ違いというか、議論としてはどこら辺が焦点になっているのか教えていただければと思ったんですけども。

○細川委員長 地籍調査担当部長。

○小田建設部地籍調査担当部長 私は令和2年のときに、当時、監理課長としてお話をさせていただいておりました。そのときにありましたのが、まず、一番最初にありましたのが、公図には水という形に書いてるんですけど、そこには道があったでしょうと。道の存在という部分と、いわゆる民地、公社の土地も含めて民地と、いわゆる里道水路といいますか、この道路の幅、いわゆる見た目の道路幅について、その境界線について双方の思いが異なっておるという状況がありました。いわゆる根本的な道の取り扱い、これが大きな争点になっております。

以上です。

○細川委員長 他にはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 特にはないということでございますので、執行部への確認を終わりたいと思います。

それでは、続いて、本件の取り扱いについて委員の皆様にご意見を求めます。

もし継続審査の御意見があるようでしたら、ここで述べていただきたいと思います。継続審査の意見が出た場合は、先に継続審査について採決を行います。

なお、賛成、反対の討論は、継続審査の意見がなかった場合または継続審査が否決された場合に行うことになりますので、よろしくお願いいたします。

改めまして、本件の取り扱いについて、継続審査の御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 意見なしと認めます。

以上で、意見を終結いたします。

それでは、続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

末広委員。

○末広委員 いろいろ話を聞かせていただきましたけど、基本的に行政側も認めるところは認めてますし、協議のところも前向きに進められてると思うので、これ以上議会が絡む必要あるのかなと思っております。そこを改善する意味がないのではないかなと考えるので、不採択を提案いたします。

以上です。

○細川委員長 ただいま不採択との討論がございました。

他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を起立採決いたします。

本件を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○細川委員長 起立少数と認めます。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、生活環境委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

11時57分 閉会